

2020年8月31日
東海旅客鉄道株式会社

「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく
環境影響評価書【川崎市】の記載事項の変更について

当社では、川崎市環境影響評価に関する条例（以下、条例）に基づき「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価書【川崎市】（平成26年8月）」（以下、環境影響評価書【川崎市】）を作成し、公表しております。

この度、条例に基づく届出を行い、環境影響評価書【川崎市】に記載された事項について一部変更を行うことから、お知らせします。

今回の変更により、環境影響評価書【川崎市】に記載している環境に対する評価が変わるものではありません。

1. 提出した資料

法対象条例方法書等変更届

2. 変更の内容

環境影響評価書【川崎市】（資料編）における、工事位置B地区（梶ヶ谷非常口）に関する次の項目を変更しました。

○「【事業特性】3 工事計画」における以下の箇所を変更しました。

- ・表3-2-2 工事工程表（ページ：事3-2-3）
- ・表3-3-2 建設機械台数（ページ：事3-3-5）
- ・表3-4-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行台数（ページ：事3-4-2）

○「【環境影響の調査、予測及び評価の結果】1 地域交通（交通混雑、交通安全）」における以下の箇所を変更しました。

- ・表1-8-1（2）工事車両の走行台数（ページ：環1-8-2）

3. その他

- ・届出した資料については、当社のホームページに掲載します。
- ・川崎市内ではその他の工事についても、環境影響評価書【川崎市】に記載された事項について変更を行う場合には、その都度、同様の手続きを行います。